

祭神

祭日 九月十五日

社格 郷社

所在 矢野口村(南多摩郡稻城村大字矢野口)

虎柏神社

祭神

今按社傳祭神大歳御祖命とあるは總國風土記の説なれば從がたし又武藏演露に素盞鳴尊とあれど明證なし姑附て考に備ふ

祭日 九月十三日

社格 郷社

所在 (北多摩郡佐須村にあり)

今按一説に根々布村高峯山に虎柏神社ありと云へど證なければ信がたし武藏演露に虎柏神社今虎柏大明神と云佐津村の内なり此あたりを柏の里とす此村に虎柏山祇園寺あり當社の別當殿と云るは由縁あり佐津は佐須の訛なるべし此虎柏山の號にても虎柏神社の此村にある證とすべし故今之に従ふ

青渭神社

祭神 青沼馬押比賣命

祭日 二月十八日

社格 郷社

所在 長沼村 字青

今按本社所在一は深大寺村にあり此説に往古は社前に五町餘の池あり池の谷と云しが今埋り残りの池あり早魃に潤ることなしと云るのみにて證なし一は澤井村にあり其説に本社山岳嶮阻にして樹木森々社前に靈泉あり水清冷にして四時潤ることなし之を眞名井とも青渭井とも云ひ寛文享和の書物に青渭社と記し寛政度の村鑑に式内青渭神社と記せりと云を以て證としつれど長沼村の田畑圖に青渭神社の南の田の字青ヌマ前上田二畝と中田三畝と又石鳥居の東の田字青ヌマ前上田七畝二十五と又青ヌマ脇又東に青ヌマ出口とみえ又社後に字青渭後中田九畝十八と字青渭ウシロ中田一反十二となど記し青渭字分上中下田畑二町九反二畝とあるもの確證と云べし故今之に従ふ

〇足立郡四座

大一座小三座〇今屬埼玉縣管下

足立神社

祭神 猿田彦命

祭日 一月五月並十五日九月十九日

社格 村社

所在 水判土村(北足立郡飯田村足立神社ニ合併)今按本社この村中の慈眼寺の境内にありしを明治二年今

の地に移せりと云ひ又神社に天正年中の文書三通を藏するもの證とすべし故今之に従ふ一説に植田谷本村にも足立神社ありと云へど證とすべきものあらねば從がたし

氷川神社

名神大月 大新嘗

祭神 須佐之男命

今按神名帳頭註に武藏足立郡氷川社日本武東征之時勸請素盞烏尊也また日本一宮記に氷川神社鳥命武藏足立郡とあるに據て今は祭神素盞烏尊と定めたれど舊説は本宮大己貴命にして奥院に素盞鳴尊稻田姫命を祭れる由熊耳文集一宮巡詣記武藏演露新編武藏風土記にも同じさまに記せるは舊説によれるものとみえ社殿の製造も正面の本社は大己貴命にして後ろの方に素盞鳴尊稻田姫命の二社並びたるは古風の儘なるべきこと著きを奥院とも擬社とも云なる一座を本社とせられたるは甚しき誤り也故今附て考に備ふ

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉授武藏國從五位下氷川神從五位上五年六月八日己亥授武藏國從五位上氷川神正五位下七年十二月二十一日戊辰授武藏國正五位下氷川神從四位下十一年十一月十九日壬申授武藏國從四位下氷川神正四位下陽成天皇元慶二年十二月二日癸亥授武藏國正四位下氷川神正四位上

祭日

武藏國 足立郡

社格 官幣大社

所在 高鼻村(北足立郡大宮町大字高鼻)

調神社

祭神 天照大御神

宇賀御玉神

今按本社社記に伊勢大御神の末社に調御倉社ありて祀る神を稻倉魂命とあるを思ふに古へ國々に大御神の御戸代盛なりし程その御調の初穂をとり收むる御倉なりしが後に社となりけん故に大御神と宇賀之御魂命を祭れるならんと云るが如くなるべし故今之に従へり土俗に調をつきとよむより月神とし二十三夜など云ふはいみじき誤りにて取にたらす

祭日 六月九月並二十日

社格 郷社(縣社)

所在 岸村(字ツキヤ) (北足立郡浦和町) (澤云明治七年十二) (月浦和驛に合す)

今按武藏演露浦和驛の下に月讀大明神社浦和領岸村浦和宿禰守二十三夜堂あり調大明神とも云とあり

多氣比賣神社

祭神 豐葦健比賣命

祭日 三月十五日

社格 村社

所在 篠津村(北足立郡加納村大字篠津)